

【荒尾市結婚新生活支援事業補助金】

申請期限

令和8年

3月31日

# 新婚世帯の生活を支援します

～新婚世帯の新居の取得・賃借・引越費用の一部を補助～

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に

婚姻した新婚世帯が対象

夫婦ともに  
39歳以下

最大  
**30**  
万円

夫婦ともに  
29歳以下

最大  
**60**  
万円



## ✓補助対象経費

- 新居の取得費用
- 住宅リフォーム費用
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越し費用

上記費用のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払われた経費が対象。

裏面もご確認ください。

ホームページでもご確認いただけます。

【問合せ・送付先】

〒864-8686 (住所不要) 荒尾市役所 くらしいきいき課 ふるさと創生係

TEL: 0968-57-7059 Eメール: kurashi@city.arao.lg.jp



## ✓対象世帯要件

- 住民登録…本補助金の交付申請の時点で、夫婦双方又はその一方が荒尾市に居住し、荒尾市に住民登録を行っていること。
- 年齢…婚姻の時点で、夫婦共に39歳以下であること。
- 所得…令和6年中の夫婦の所得を合計した額が500万円未満であること。  
※貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して算出します。
- 市税納付…夫婦及び世帯員が、市税等を滞納していないこと。
- 二重交付…夫婦共に過去に当該補助金等の交付を受けていないこと。
- 定住意思…2年以上荒尾市に居住する意思があること。
- 外国籍保有者…申請時点で2年以上の在留期間があること。
- 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

## ✓提出書類

### [共通の提出書類]

- 荒尾市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 申請者の所得証明書(令和7年度分・令和6年分)※注1
- 配偶者の所得証明書(　　〃　　)※注1
- 申請者世帯の住民票
- 申請者の市税の滞納がない証明書※注2
- 配偶者の市税の滞納がない証明書※注2
- 明細書、請求書、領収書等の写し(引越、賃貸借、住宅取得など)
- その他市長が必要と認める書類(　　)

※注1 所得が500万円を超えている場合で、貸与型奨学金の返済がある方は、奨学金返済額を差し引いて再計算します。

- 令和6年中の返済額が分かる書類の写し

※注2 婚姻を機に荒尾市に転入した方は荒尾市の分と前住所地での滞納のない証明書が必要です。

- 市税の滞納がない証明書(令和7年1月1日時点で住民登録していた自治体発行分)

### [住居形態別の提出書類]

- ❖ 住宅賃借の場合
  - 賃貸借契約書の写し
  - 給与所得者は住宅手当支給証明書(様式第2号)
- ❖ 住宅取得又は住宅リフォームの場合
  - 売買契約書又は工事請負契約書の写し

### [交付決定後の提出書類]

- 荒尾市結婚新生活支援事業補助金交付請求書 (様式第8号)
- 申請者名義の振込先口座等の写し
- アンケート用紙